第６１８９号　令和８年１１月１９日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇ 公　　告　　ページ

○ 特定調達契約の相手方の決定【財政・変革局税務部税制課】 2

○ 北九州広域都市計画の決定案の縦覧（２件）【都市戦略局都市再生推進部都市再生課】 3

○ 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【都市戦略局計画部都市計画課】 5

○ 土地区画整理事業の施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧【都市戦略局都市再生推進部都市再生課】 6

◇ 交　通　局

○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局運輸サービス課】 7

北九州市公告第８１３号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「政令」という。）第４条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第１２条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１９日

北九州市長　武　内　和　久

１　特定役務の名称及び数量

令和８年度税務関係システム改修等業務　一式

２　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市財政・変革局税務部税制課

北九州市小倉北区城内１番１号

３　契約の相手方を決定した日

令和８年１１月６日

４　契約の相手方の名称及び住所

株式会社ＲＫＫＣＳ

熊本市中央区九品寺一丁目５番１１号

５　契約金額

７，９３０万２，８５０円

６　契約の相手方を決定した手続

随意契約

７　随意契約の理由

政令第１１条第１項第２号に該当するため

北九州市公告第８１４号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月１９日

北九州市長　武　内　和　久

１　都市計画の種類

第一種市街地再開発事業

２　都市計画の名称及び区域

名称	区域
魚町三丁目２番地区第一種市街地再開発事業	北九州市小倉北区魚町三丁目の一部

３　都市計画の決定案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

４　縦覧期間

この公告の日から令和８年１２月３日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

５　意見書の提出要領

当該都市計画の決定案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和８年１２月３日までに到着するよう提出すること。

北九州市公告第８１５号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により北九州広域都市計画を決定するので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の決定案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の決定案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月１９日

北九州市長　武　内　和　久

１　都市計画の種類

土地区画整理事業

２　都市計画の名称及び区域

名称	区域
魚町三丁目２番地区土地区画整理事業	北九州市小倉北区魚町三丁目の一部

３　都市計画の決定案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

４　縦覧期間

この公告の日から令和８年１２月３日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

５　意見書の提出要領

当該都市計画の決定案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和８年１２月３日までに到着するよう提出すること。

北九州市公告第８１６号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により北九州広域都市計画を変更するので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について意見のある住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和８年１１月１９日

北九州市長　武　内　和　久

１　都市計画の種類

高度利用地区

２　都市計画の変更に係る土地の区域

名称	区域
魚町三丁目２番地区	北九州市小倉北区魚町三丁目の一部

３　都市計画の変更案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

４　縦覧期間

この公告の日から令和８年１２月３日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

５　意見書の提出要領

当該都市計画の変更案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧場所に令和８年１２月３日までに到着するよう提出すること。

北九州市公告第８１７号

土地区画整理事業の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第１９条第２項の規定により次のとおり公告し、土地区画整理法施行令（昭和３０年政令第４７号）第６８条の規定により当該区域を表示する図面を公衆の縦覧に供する。

なお、施行地区となるべき区域内の宅地について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から１月以内に北九州市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和３０年建設省令第５号）第１６条第１項及び第２項で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければならない。

令和８年１１月１９日

北九州市長　武　内　和　久

１　施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

北九州市小倉北区魚町三丁目の一部

２　施行地区となるべき区域内の土地の地番

区	町	地番
小倉北区	魚町三丁目	１１３番、１１４番２、１１５番１、１１５番２、１１５番４、２４５番１、２４５番６から２４５番１３まで、２４６番１及び２４７番１から２４７番３まで １１３番の地先から２４５番１の地先まで

３　施行地区となるべき区域の場所を表示する図面の縦覧場所

北九州市小倉北区城内１番１号

北九州市都市戦略局都市再生推進部都市再生課

４　縦覧期間

この公告の日から令和８年１２月３日までの毎日午前８時３０分から午後５時１５分まで

北九州市交通局公告第５３号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第４条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年北九州市交通局管理規程第５号）第２条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年北九州市規則第７８号）第５条第１項の規定により次のとおり公告する。

令和８年１１月１９日

北九州市交通局長　中　島　　尚

１　調達内容

（１）　物品等の名称及び数量

大型観光リフトバスリース契約　１台

（２）　履行の内容等　仕様書で定めるとおり

（３）　履行期間　契約締結日から令和１９年５月３１日まで（契約締結日から令和９年５月３１日までは車両調達等の準備期間とし、同日までに納入すること。契約金額の支払いは、同年６月１日から令和１９年５月３１日までの１２０箇月とする。）

（４）　履行場所　北九州市交通局の指定する場所

（５）　入札方法　総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成７年北九州市交通局管理規程第１号）第２条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成７年北九州市規則第１１号）第６条第１項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３）　北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

３　競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話　０９３－５８２－２５４５）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和８年１１月２６日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

４　入札手続等

（１）　契約条項を示す場所及び期間

ア　場所　北九州市若松区東小石町３番１号
　　北九州市交通局運輸サービス課

イ　期間　この公告の日から令和８年１１月２７日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く。）の毎日午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後４時３０分まで並びに同月３０日の午前９時から午前１１時３０分まで及び午後１時から午後２時まで

（２）　入札説明書及び仕様書の交付方法　前号アの場所において無償で交付する。

（３）　入札説明会　入札説明会は、行わないものとする。

（４）　競争参加の申出書の提出　この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和８年１１月２６日までに競争参加の申出書を北九州市交通局運輸サービス課に提出しなければならない。

（５）　郵送による場合の入札書の提出期限　第１号アの場所に書留郵便により、令和８年１１月２７日午後５時までに必着のこと。

（６）　入札及び開札の場所及び日時

ア　場所　北九州市若松区東小石町３番１号
　　北九州市交通局４２会議室

イ　日時　令和８年１１月３０日午後２時

５　その他

（１）　契約手続において使用する言語及び通貨

ア　言語　日本語

イ　通貨　日本国通貨

（２）　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　入札価格の１００分の５以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和３９年北九州市交通局管理規程第５号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和３９年北九州市

規則第２５号。以下「契約規則」という。）第５条第７項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ　契約保証金　契約金額の１００分の５以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第２５条第７項第１号又は第３号のいずれかに該当する場合は、免除する。

（３）　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ　申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ　契約規程において準用する契約規則第１２条各号のいずれかに該当する入札

（４）　落札者の決定方法　契約規程において準用する契約規則第１３条第１項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

（５）　契約書作成の要否　要

（６）　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（７）　契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

（８）　この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局運輸サービス課

〒８０８－００１７　北九州市若松区東小石町３番１号

電話　０９３－７７１－８４１２

6　Summary

（1）　Product and Quantity

Large wheelchair-accessible sightseeing bus lease agreement

Quantity: 1 unit

（2）　Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., November 30, 2026

（3）　Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., November 27, 2026

（4）　For further information, please contact:

Transportation Services Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu,
3-1 Higashikoishimachi, Wakamatsu-ku, Kitakyushu-city 808-0017
Japan TEL 093-771-8412